

自家消費プラン助成金における助成対象機器等登録要綱 新旧対照表
(令和3年11月改正分)

新	旧															
<p>自家消費プラン助成金における助成対象機器等登録要綱</p> <p>(制定) 令和2年6月11日付2都環公温地第585号 <u>(改正) 令和3年11月26日付3都環公温地第1839号</u></p> <p>第1条～第8条 (現行の通り)</p> <p>(データ提供頻度)</p> <p>第9条 データ提供窓口は、助成対象住宅の助成対象機器等から送信された各家庭の電力データ等を、当該助成金の交付を決定した日の属する年度の4月1日から起算して6年間、データ疎通証明書類に記載されている助成対象機器等からデータ提供窓口へ電力データ等が送信された日付から、<u>次の表の第一覧</u>に掲げる期日までに新たに取得した電力データ及び機器番号等について、<u>当該第二欄に掲げる期間において</u>電力データ管理システムへアップロードすること。</p> <table border="1" data-bbox="159 1099 1124 1347"> <thead> <tr> <th>データ提供時期</th> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月期</td> <td>3月31日</td> <td>4月1日から4月14日まで</td> </tr> <tr> <td>7月期</td> <td>6月30日</td> <td>7月1日から7月14日まで</td> </tr> <tr> <td>10月期</td> <td>9月30日</td> <td>10月1日から10月14日まで</td> </tr> <tr> <td>1月期</td> <td>12月31日</td> <td>1月4日から1月17日まで</td> </tr> </tbody> </table>	データ提供時期	第一欄	第二欄	4月期	3月31日	4月1日から4月14日まで	7月期	6月30日	7月1日から7月14日まで	10月期	9月30日	10月1日から10月14日まで	1月期	12月31日	1月4日から1月17日まで	<p>自家消費プラン助成金における助成対象機器等登録要綱</p> <p>(制定) 令和2年6月11日付2都環公温地第585号</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>(データ提供頻度)</p> <p>第9条 データ提供窓口は、助成対象住宅の助成対象機器等から送信された各家庭の電力データ等を、当該助成金の交付を決定した日の属する年度の4月1日から起算して6年間、データ疎通証明書類に記載されている助成対象機器等からデータ提供窓口へ電力データ等が送信された日付から、次に掲げる期日までに新たに取得した電力データ及び機器番号等について、各期日から14日以内に電力データ管理システムへアップロードすること。ただし、令和2年度においては公社が指定する日付から14日以内に電力データ管理システムへアップロードすること。</p> <p>ア 6月30日 イ 9月30日 ウ 1月4日 エ 3月31日</p>
データ提供時期	第一欄	第二欄														
4月期	3月31日	4月1日から4月14日まで														
7月期	6月30日	7月1日から7月14日まで														
10月期	9月30日	10月1日から10月14日まで														
1月期	12月31日	1月4日から1月17日まで														

第10条 (現行の通り)

(データ提供実績の報告)

第11条 データ提供窓口は、各年度に電力データ管理システムへ電力データ及び機器番号等をアップロードした件数及び月数について、3月31日までに、データ提供実績報告書(別記第4号様式)を会社に提出しなければならない。

第12条～第19条 (現行の通り)

附則(令和2年6月11日付2都環公温地第585号)

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附則(令和3年11月26日付3都環公温地第1839号)

この要綱は、令和3年12月6日から施行する。

第10条 略

(データ提供実績の報告)

第11条 データ提供窓口は、各年度の3月31日までに電力データ管理システムへ電力データ及び機器番号等をアップロードした件数について、4月30日までに、データ提供実績報告書(別記第4号様式)を会社に提出しなければならない。

第12条～第19条 略

附則(令和2年6月11日付2都環公温地第585号)

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。